

介護分野・障害福祉分野就職支援金の返還免除対象業務について

介護保険施設・障害福祉サービスのうち、下記表の(1)又は(2)に該当する事業所等で、利用者に対して直接サービスを提供する者として従事すること。

(1) 介護分野就職支援金の対象となる介護保険施設・事業所	
① (介護予防) 訪問介護	⑫ 看護小規模多機能型居宅介護
② 夜間対応型訪問介護	⑬ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑭ 介護福祉施設サービス
④ (介護予防) 訪問入浴介護	⑮ 地域密着型介護老人福祉施設サービス
⑤ (介護予防) 通所介護	⑯ (介護予防) 短期入所生活介護
⑥ 地域密着型通所介護	⑰ 介護老人保健施設サービス
⑦ (介護予防) 通所リハビリテーション	⑱ (介護予防) 短期入所療養介護 (老健)
⑧ (介護予防) 特定施設入居者生活介護	⑲ 介護療養施設サービス
⑨ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑳ (介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)
⑩ (介護予防) 認知症対応型通所介護	㉑ 第1号訪問事業
⑪ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	㉒ 第1号通所事業
(2) 障害福祉分野就職支援金の対象となる障害福祉サービス、事業所	
① 障害児通所支援事業を行う施設	⑬ 下記の障害福祉サービス事業
② 児童発達支援センター	・ 居宅介護
③ 障害児入所施設	・ 重度訪問介護
④ 知的障害児入所施設	・ 同行援護
⑤ 知的障害児通園施設	・ 行動援護
⑥ 盲ろうあ児施設	・ 療養介護
⑦ 肢体不自由児施設	・ 生活介護
⑧ 重症心身障害児施設	・ 短期入所
⑨ 身体障害者更生援護施設	・ 重度障害者包括支援
⑩ 地域活動支援センターを行う事業所	・ 就労継続支援
⑪ 障害者支援施設	・ 共同生活援助
⑫ 児童デイサービスを行っている事業所	

【注意事項】

※雇用形態 (常勤・非常勤等) や1日の勤務時間は問いません。

※対象となる職種は利用者に対して直接サービスを提供する者 (介護職員、訪問介護員、介護従事者、生活支援員 等) に限ることとし、下記のような方は対象外となります。

- ・ 施設長 ・ 管理者 ・ サービス提供責任者 ・ 介護支援専門員 ・ 社会福祉士
- ・ 生活相談員 ・ 看護師 ・ 理学 (作業) 療法士 ・ 事務員 ・ 調理員 ・ 運転手 等

「業務開始日」について

※就職と同時に研修を受講した方は、「就職日」ではなく「研修修了日」が起算日となります。